

## 子ども子育て支援新制度に係るパブリックコメントについて

川越市では、平成27年4月からスタート予定の「子ども・子育て支援新制度」について、5月26日～6月25日までパブリックコメントを実施しました。

実施した基準案は、以下の通りです

1. 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）について
2. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（案）について
3. 児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）について
4. 子ども・子育て支援法に基づく支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準（案）について

## パブリックコメントを実施した結果、提出された意見

### 1. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

- ① 子どもの成長のための環境を整え、「人」として正しく導いてくれる、見守ってくれる人に保育してもらいたい点から施設長、園長も資格（保育士、幼稚園教諭）持つ人にしてほしい。また、保育内容を重視して認可の選考をしてもらいたい。
- ② 近隣に迷惑をかけないためにも送迎のための駐車場を設置するようにした方がよいのではないか。
- ③ 車の免許を持っていない人や、通勤で駅を利用する人のために、保育園でも通園バスがあった方がよいのではないか。

### 2. 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

- ① 認定こども園の教育内容が分かりませんが、保育園の保育内容で十分だと思っているので、認定こども園も保育園の保育方針そのままがいいと思う。

### 4. 支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準

- ① 48時間就労で働きながら、一時保育を利用しているが、曜日指定の一時保育では子どもの病気等には対応できない。また、一時保育は、育児リフレッシュ保育の役割も持っており、専業主婦の方にこそ、一時保育を利用させるべきで就労している人なら短時間でも保育園に入れるようにすべき。その点から出来るだけ短い就労時間でも保育園の入所ができるよう、就労下限時間を48時間としてほしい。

## 提出された意見のうち、質問事項やその他の要望等

### 1. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

- ① 夏休みなどは猛暑で、外で遊ぶのは難しいため、小学生が遊べる児童館などを提供してほしい。学童保育について、主婦の子どもも対象にしてもらいたい。
- ② 保育園に預けている保護者が仕事をやめた場合でも、せっかく築けた子どもと保育士との信頼関係をなくさないためにも（認定こども園や幼稚園に転園するのではなく、）引き続き保育園に預けたい。
- ② 保育料を現在より高い料金設定にならないようにしてほしい。
- ③ 土日に勤務をする人で身近に祖父母などがいない家庭のためにも、土日関係なく保育できる保育園を認可してほしい。
- ④ 子どもの体調が悪い時が長くなってしまうと、仕事を休み続けられない時もあるため、病児保育をいつでも利用できるようにしてほしい。
- ⑤ 子育て支援サービスの充実を図ってほしい。
- ⑥ 小さな子ども連れの場合、一般の飲食店では、ゆっくり食べることができないため、子育て支援施設にランチルームを設置してほしい。
- ⑦ トイレにベビーカーと一緒に入れる個室をみんなのトイレだけでは足りないので、増やしてほしい。
- ⑧ これからできる建物については、双子用ベビーカーが利用できるようにしてほしい。
- ⑨ 保健センターでの乳幼児健診について、順番を待つ時間が長いため、回数を多くするか、長い待ち時間のイライラを解消するため、絵本コーナーなどを設けてほしい。
- ⑩ 0歳児のお出かけに使えるタクシー利用の補助があってほしい。
- ⑪ チャイルドシート購入に補助金をお願いしたい。

- ⑫ 育児で大変な人のため、産後ママのサポートとして、家事・育児を支援してくれる人がいてほしい。
- ⑬ 第 9 条における「必要な援助」について、現場での事務的な負担が大きくなりな  
いよう配慮した内容にしてほしい。
- ⑭ 第 11 条における「密接な連携」について、具体的な内容はどのようなものか。幼  
稚園保育所などの最終学年を無償化し、義務教育とする件についても視野に入れ、市  
としてのビジョンを示してほしい。
- ⑮ 第 14 条の 2 について、「特定教育・保育提供証明書の交付」とは、教育・保育以  
外のことではお金は徴収しないということですか。

## 2. 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

- ① 設備だけでなく、保育士について、給料面や産後働き続けられるようになど待遇を  
よくしてもらいたい。

## 3. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

- ① 一時的保育の受け皿が不足していると感じられるので、子育て支援拠点でも、一  
時的保育の受入れを実施すべきである。  
また、保育園併設の支援拠点等でも一時的保育の機能を設置すべき。
- ② 一時的保育の保育料を設定し、利用者より徴収すべき。  
職員配置は、施設の規模により、管理者が設定すべき。
- ③ 共働き家庭だけでなく、家庭で保育している家庭も考えてもらえる制度であって  
ほしい。